

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第十五号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第一号ハを次のように改める。

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二第一項に規定することも家庭センター（修学資金の貸与を受けた者が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二条第一項に規定する事業に係る助産師としての業務に従事する場合に限る。）

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした改正前の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「旧施設」という。）における業務への従事は、改正後の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「新施設」という。）における業務への従事とみなす。

3 施行日前に修学資金の貸与を受けた者が、施行日の前日において旧施設であったものであって、施行日以後これに相当するものと知事が認める施設において、助産師としての業務に従事した場合には、当該業務への従事は、新施設における業務への従事とみなす。